

全国健康関係主管課長会議

健康局 総務課

原子爆弾被爆者援護対策室

指定医療機関の権限移譲について

○「事務・権限の移譲等に関する見直しについて*₁」に基づく法令改正により、厚生労働本省（地方厚生局）から都道府県に多数の事務・権限が移譲することとされており、現在、厚生労働本省（地方厚生局）で実施している原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく指定医療機関の指定等に関する業務についても、平成27年4月1日から都道府県に移譲*₂されます。

○原爆症の被爆者が適切な治療を受けられるように、これまで計画的に指定を進めてきました。移譲後は各都道府県において、指定業務を適正に行うため準備を進めていただくようお願い致します。

*₁ 平成25年12月20日閣議決定

*₂ ①指定医療機関の指定（法第12条第1項） ③指定医療機関の指導（法第13条第2項） ⑤指定医療機関の指定辞退の申出（政令第13条）
②指定医療機関の指定の取消（法第12条第3項） ④指定医療機関の変更届出等（政令第12条）

各都道府県における最近の指定状況

（単位：件）

指定件数	H23	H24	H25	全機関数
北海道	0	0	0	14
青森県	0	0	0	4
岩手県	2	1	0	10
宮城県	0	0	0	4
秋田県	0	0	0	9
山形県	0	0	0	6
福島県	0	1	0	8
茨城県	0	3	1	11
栃木県	0	1	0	6
群馬県	1	0	1	20
埼玉県	0	0	0	6
千葉県	3	3	4	28
東京都	0	2	0	49
神奈川県	17	3	3	72
新潟県	0	0	0	4
山梨県	0	0	1	4
長野県	0	0	0	8

指定件数	H23	H24	H25	全機関数
富山県	0	0	0	2
石川県	1	2	7	21
岐阜県	2	3	4	29
静岡県	1	3	1	20
愛知県	2	2	8	24
三重県	10	14	4	54
福井県	0	0	0	4
滋賀県	0	0	0	1
京都府	0	0	0	16
大阪府	2	0	3	81
兵庫県	0	0	0	22
奈良県	0	0	0	5
和歌山県	0	0	0	4

指定件数	H23	H24	H25	全機関数
鳥取県	0	0	1	13
島根県	0	1	3	13
岡山県	1	0	1	8
広島県	61	64	75	731
山口県	13	1	21	91
徳島県	0	0	0	5
香川県	0	2	0	16
愛媛県	0	0	0	7
高知県	0	0	0	4
福岡県	1	0	0	28
佐賀県	0	1	0	5
長崎県	49	57	39	431
熊本県	0	0	0	7
大分県	4	0	1	22
宮崎県	0	0	0	16
鹿児島県	0	0	0	6
沖縄県	0	0	1	8

医療特別手当の更新事務を実施するに当たっての留意事項

- 医療特別手当の更新審査については、平成25年12月の「原爆症認定制度の在り方に関する検討会報告書」において、「疾病が治癒した場合でも長い期間漫然と給付が継続されてきたケースがあり、「現に医療を要する状態」にあることを確認すること」と提言されたことを踏まえ、昨年4月に制度の見直しを行ったところです。
- 更新審査の実施に当たっては、こうした制度見直しの主旨を踏まえ、提出された診断書に基づき、現に医療機関に受診し治療を受けているか等、「要医療性」について適切に判断し、医療特別手当の更新の可否を決定して下さい。
- 昨年の更新手続きの際には、一部の自治体において、
 - ①診断書について形式的な審査に終始したり、医療の必要性の評価が厳格過ぎるとされる事例
 - ②がんの再発と思われる事例を新たながんの発生として、改めて申請を必要とした事例が見られました。
- このため、昨年、事務連絡（7月10日、8月29日、10月1日）において、
 - ①必要に応じ、実際に治療を行っている医療機関に治療状況の照会を行った上で審査を行うこと
 - ②悪性腫瘍や白血病の場合には、認定した部位と異なる部位であっても、再発と判断される場合は継続とすること等について、お知らせしたところですが、来年度の更新審査に際しても、こうした点について留意して対応してください。
- なお、来年度の公衆衛生関係行政事務指導監査においては、この医療特別手当の更新事務の処理状況を重点事項と致しております。

原爆症認定審査の改善状況について

H25.12.16 基準改正

平成25年1月～12月

認定数

がん 844件（約87.7%）
白血病 89件（約9.3%）
非がん疾病※ 27件（約2.8%）
〔心筋梗塞、白内障等〕
（非がん疾病のうち入市事例 0件）
その他 2件

962件

平成26年1月～12月

がん 929件（約79.9%）
白血病 57件（約4.9%）
非がん疾病※ 169件（約14.5%）
〔心筋梗塞、白内障等〕
（非がん疾病のうち入市事例 31件）
その他 8件

1,163件

複数の認定疾病がある場合は重複して計上。平成26年分は速報値含む。

※非がん疾病の申請件数は平成25年 168件から平成26年 570件に増加（3.4倍）

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症



ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者
※ア、イ、ウの場合は原則的に認定

- ① 心筋梗塞
- ② 甲状腺機能低下症
- ③ 慢性肝炎・肝硬変



ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

放射線白内障
(加齢性白内障を除く)



被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者

該当しない場合

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を総合的に判断
申請者の被曝線量、
既往歴、環境因子、
生活歴等を総合的に勘案

II 要医療性の判断

「現に医療を要する状態」に該当するかどうかを、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

認定

平成27年度は、原爆投下から70年という節目の年に当たることから、次の事業を行うこととしているため、各都道府県におかれても、協力等の特段のご配慮をお願いします。

1. 原爆被爆者実態調査委託費【平成27年度予算(案)：33,532千円】

- 本調査は、原爆被爆者対策の円滑な推進を図るため、昭和40年、昭和50年、昭和60年、平成7年及び平成17年と10年おきに被爆者の実態を調査し、被爆者援護に活用。
- 70年目に当たる平成27年度においても、前回と同様に各都道府県に委託の上、調査を実施予定。

➡ 詳細については、別途、お知らせすることとしていますが、調査実施につき、ご協力をお願いします。

2. 原爆死没者慰霊等事業費補助金【平成27年度予算(案)：54,354千円】

- 本事業は、原子爆弾による死没者を慰霊し、恒久平和を祈念するため、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典などの事業に必要な経費を補助(補助率2/3)。
- 平成27年度は、各都道府県市において、70年という節目を迎えての事業を充実させるため、対前年度約4千万円の増額計上。

➡ 事業を実施する当事者団体等の意見なども聞きつつ、各種事業への支援の拡充をお願いします。

原 爆 諸 手 当 一 覧

平成27年度の医療特別手当等の支給単価については、平成26年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率（2.7％）に、特例水準の段階的な解消（▲0.3％）とあわせて、2.4％の引き上げとなります。（平成27年4月から支給額を改定する予定。）

手 当 の 種 類	平成27年度支給単価			支 給 要 件
医療特別手当	月 額	138,380	円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人
特別手当	月 額	51,100	円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人
原子爆弾小頭症手当	月 額	47,630	円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人
健康管理手当	月 額	34,030	円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人
保健手当	月 額	17,070	円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人
	月 額	34,030	円	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当	月 額	重 度	104,570 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合
		中 度	69,710 円 以内	(重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
家族介護手当	月 額	21,720	円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)
葬祭料		206,000	円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給